ちば興銀 UC 法人カード会員規約および

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定のお知らせ

2015年2月1日をもちまして、ちば興銀UC法人カード会員規約及び個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供) に関する同意条項を改定いたします。規約および同意条項の改定箇所は以下のとおりです。なお、上記日付以降 にカードをご利用いただいた場合には、ちば興銀UC法人カード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)により、変更を承認したものとさせていただきます。

■ちば興銀 UC 法人カード会員規約

改定後

第10条(退会及びカードの使用取消と返却)

2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの利用停止又は法人会員の資格取消、又は特定のカード使用者の資格取消しをすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

(以下省略)

(リ)第17条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明 した場合。

(ヌ)第17条の2第2項に記載する行為を行なった場合。

(ル)第17条の2第3項に基づいて求めた報告を合理的な期間内 に提出しない場合。

(刃)住所変更の届け出を怠るなど法人会員の責めに帰すべき 事由によって法人会員の所在が不明となり、当社が法人会員 への通知・連絡について不能と判定した場合。

(ワ)法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さな くなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。

現 行

第10条(退会及びカードの使用取消と返却)

2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの利用停止又は法人会員の資格取消、又は特定のカード使用者の資格取消しをすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

(以下省略)

(リ)当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求 をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害す る等の行為があった場合。

(ヌ)住所変更の届け出を怠るなど法人会員の責めに帰すべき 事由によって法人会員の所在が不明となり、当社が法人会員 への通知・連絡について不能と判定した場合。

(ル)法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さな くなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。

第12条(期限の利益喪失)

2. 法人会員又はカード使用者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。

(ホ)法人会員又はカード使用者が、第17条<u>の2第1項又は</u>第2項<u>に違反</u>したとき又は、当社が、第17条<u>の2第3項</u>に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第12条(期限の利益喪失)

2. 法人会員又はカード使用者は、次のいずれかの事由に該当 したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益 を失い、ただちにその債務を履行するものとします。

(ホ)法人会員又はカード使用者が、第17条<u>第2項各号のいずれかに該当していることが判明</u>したとき又は、当社が、第17条 第2項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第17条(その他承諾事項)

法人会員及びカード使用者は、当社がカード使用者にお貸し したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査 依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の 異なるカードを発行することについて予め同意するものとしま す。

第17条の2(反社会的勢力の排除)

1.法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。

(4)暴力団

(口)暴力団員

(ハ)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(二)暴力団準構成員

(ホ)暴力団関係企業

(^)総会屋等

(ト)社会運動等標ぼうゴロ

(チ)特殊知能暴力集団等

(リ)これらの共生者

(ヌ)その他これらに準じる者

(以下総称して「暴力団員等」という)

2.法人会員は、法人会員又はカード使用者自ら又は第三者を 利用して次のいずれかに該当する行為を行なわないことを確 約いたします。

(イ)暴力的な要求行為

(ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為

(ハ)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(二)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用

を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(ホ)その他前各号に準ずる行為

3.当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等、前項に 定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的 に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該 事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求め た場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を 提出しなければならないものとします。

(小自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利 用していると認められる関係を有すること。

第17条(その他承諾事項)

1.法人会員及びカード使用者は、当社がカード使用者にお貸 ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査 依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の 異なるカードを発行することについて予め同意するものとしま す。

2.法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、法人会員又はカード使用者が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

(イ)暴力団

(口)暴力団員

(ハ)暴力団準構成員

(二)暴力団関係企業

(ホ)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等)

(へ)社会運動等標ぼうゴロ

(ト)特殊知能暴力集団等

(チ)その他前各号に準じる者

(ロ)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関係をしていると認められる関係を有すること。

■個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

改定後	現 行
カード使用者として申し込みをされた方(以下契約成立により	カード使用者として申し込みをされた方(以下契約成立により
申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用	申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用
者」と称します。)は、本同意条項及び今回お申し込みされる	者」と称します。)は、本同意条項及び今回お申し込みされる
取引の規約等に同意します。	取引の規約等に同意 <u>のうえ、申し込みを</u> します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

- (1)カード使用者は今回のお申し込みを含むちば興銀カードサービス株式会社(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」)と称します。)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを「個人情報」と称します。)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。
- ①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報
- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、その他客観的事実に基づく情報
- ④カード使用者が申告したカード使用者の資産、負債、収入 等、個人の経済状況に関する情報
- ⑤カード使用者<u>又は管理責任者の来店</u>、問い合わせ<u>等</u>により 当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に 基づきカード使用者の運転免許証、パスポート等によって本人 確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票<u>の写し</u>等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報 (公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①~③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)

(以下省略)

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

- (1)カード使用者は今回のお申し込みを含むちば興銀カードサービス株式会社(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」)と称します。)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを「個人情報」と称します。)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
- ①各取引所定の申込書にカード使用者が記載したカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外でカード使用者が当社に届け出た事項
- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報
- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④各取引に関する申し込み及び支払途上におけるカード使用者の支払能力を調査するため、カード使用者が申告したカード使用者の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- ⑤<u>各取引において</u>カード使用者<u>からの問合わせ</u>により当社が 知り得た情報(通話情報を含む)
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に 基づきカード使用者の運転免許証、パスポート等によって本人 確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①~③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)

(以下省略)

第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)

- (1)カード使用者は、第 1 条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第 1 条(1) ①②③の個人情報を利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等によ

第2条(営業活動等の目的での個人情報の利用)

- (1)カード使用者は、第 1 条(1)に定める利用目的のほか、当 社が下記の目的のために第 1 条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等によ

る営業案内、関連するアフターサービス

- ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・ 印刷物の送付、電話等による営業案内
- ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発
- ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(http://www.cuccard.co.jp)に常時掲載しております。
- (2)カード使用者は、当社がユーシーカード株式会社(以下「UC 社」と称します。)に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC 社がクレジットカード事業における UC 社及び UC 社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。
- (3)カード使用者は、(1)①②及び前項の利用について、中止の申し出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

る営業案内、関連するアフターサービス

- ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・ 印刷物の送付、電話等による営業案内
- ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発
- ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ(http://www.cuccard.co.jp)に常時掲載しております。
- (2)カード使用者は、当社がユーシーカード株式会社(以下「UC 社」と称します。)に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC 社がクレジットカード事業における UC 社及び UC 社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。
- (3)カード使用者は、前<u></u>項の利用について、中止の申し出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する 請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第4条(個人信用情報機関への登録・利用)

- (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。
- (株)シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づ く指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト ビル 15 階

ナビダイヤル 0570-666-414

(以下省略)

(株)日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 ナビダイヤル 0570-055-955

(以下省略)

(4)提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558

第4条(個人信用情報機関への登録・利用)

- (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。
- (株)シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づ く指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト ビル 15 階

電話番号 0120-810-414

(以下省略)

(株)日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル フリーダイヤル 0120-441-481

(以下省略)

(4)提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号 03-3214-5020

(以下省略)

(以下省略)

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社はカード使用者が各取引のお申し込みに必要な記載事項(各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申し込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申し込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社はカード使用者が各取引のお申し込みに必要な記載事項(各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申し込み<u>に対する承諾をしないことがあります。但し、第2条(1)及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に承諾をしないことはありません。</u>

第7条(契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

- (1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の 如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第 1 条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用 されますが、それ以外に利用されません。
- ①カード使用者との各取引(新たなお申し込みを含む)に関して、当社が与信目的でする利用
- ②第4条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録
- (2) 各取引が終了した場合であっても、第 1 条(1)に基づき当 社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請 求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、 利用します。
- (3)(1)②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払調査のために利用されます。

第7条(各取引の契約が不成立の場合)

- (1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の 如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第 1 条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用 されますが、それ以外に利用されません。
- ①カード使用者との各取引(新たなお申し込みを含む)に関して、当社が与信目的でする利用
- ②第4条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録
- (2)前項②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払調査のために利用されます。

<u>2015年2月</u>現在

2012年3月現在

【下線部は変更部分を示します。】